

令和7年度 保育施設入所申込案内

受付期間 入所希望日の前月1日まで
〔令和7年4月以降入所申込〕



山元町子育て定住推進課
子育て定住推進班

TEL 0223-36-9835

1 保育施設とは

保護者が就労や、疾病にかかっているなどの理由により、家庭で保育ができない（保育の必要性の事由に該当する）場合、お子さんを保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

そのため、集団に慣れさせることを目的とした理由のみで入所はできません。

○施設案内と開所時間

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢 ※1・2	定員	開所時間 (月～土)	夜間延長保育 (月～金)
公立 保育所	つばめの杜保育所	山元町 つばめの杜 一丁目2番地	36-7271	0歳～5歳	150名	7:15～18:00 ※3	18:00～19:00
事業所内 保育所	宮城病院 つくし保育園	山元町 高瀬字合戦原 100番地	33-8515	0歳～2歳	6名 (地域枠)		
小規模 保育所	なないろ保育園	山元町つばめの杜 三丁目13番地2 D19	23-0654	0歳～2歳	9名	7:30～18:15 ※3・4	なし
認定 こども園	やまもと 認定こども園	山元町 高瀬字竹の内原 41番地	37-0074	0歳～5歳	50名	7:00～18:00 ※3	18:00～19:00

※1 年齢は、令和7年4月1日時点です。

※2 0歳児は生後6か月からです。

※3 保育施設の休日は、日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）です。

※4 なないろ保育園の土曜日利用は、要相談となります。

お盆の期間（8月13日～15日）は休園となります。

2 教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

保育施設に入所するためには、「保育施設入所申込み手続き」のほかに「教育・保育給付認定」の2号認定または3号認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	不問	新制度幼稚園 認定こども園（教育部分）※1
2号認定	3～5歳	あり	保育所 認定こども園（保育部分）※1
3号認定	0～2歳	あり	保育所 認定こども園（保育部分）※1 地域型保育※2

※1 町内では、やまもと認定こども園が該当します。

※2 町内では、なないろ保育園と、つくし保育園が該当します。

(1) 保育の必要性の事由について

保育の必要性の事由	
①就労	保護者が家庭の内外で月に64時間以上の仕事をするにより、その児童の保育ができない場合
②出産	保護者が出産により、その児童の保育ができない場合 ※入所期間は、産前2か月から産後2か月を迎えた日の属する月の月末までの、それぞれ必要な期間のみです。
③保護者の疾病・障害	保護者が病気、負傷または心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
④親族の介護・看護	保護者が同居の親族を常時介護・看護しており、その児童の保育ができない場合
⑤災害復旧	火災、風水害や地震等により、その住居や家財に損害を受けたため、復旧の間、保護者がその児童の保育ができない場合
⑥就職活動	保護者が就職活動をするにより、その児童の保育ができない場合 ※入所期間は2か月以内です。
⑦就学	保護者が家庭外等で就学をするにより、その児童の保育ができない場合
⑧職業訓練	保護者が公共職業能力開発施設等で職業訓練を行うにより、その児童の保育ができない場合
⑨虐待やDVのおそれがあるもの	
⑩育児休業取得時に既に保育所を利用している児童がいて継続利用が必要であること	
⑪その他、上記に類する状態として町が認める場合	

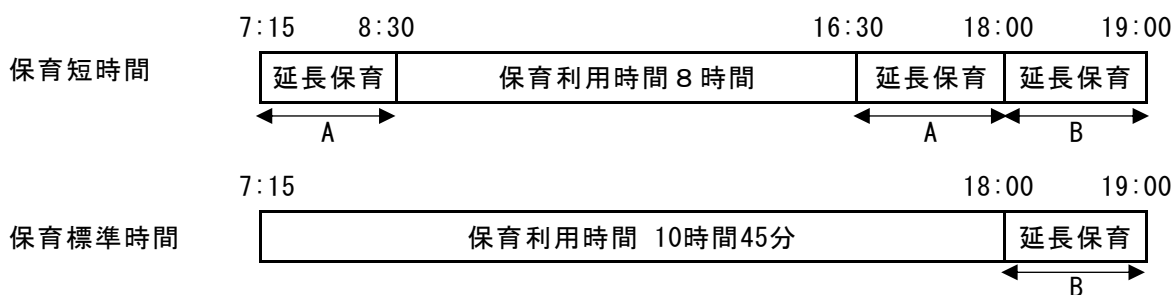
(2) 保育の必要量

「保育標準時間」（フルタイム就労等を想定した利用時間）と「保育短時間」（パートタイム就労等を想定した利用時間）の2種類があり、保護者の状況に応じて、以下のとおり町が決定します。

就労、就学、職業訓練、介護・看護	標準時間または短時間
出産、疾病・障害、災害復旧、虐待やDVのおそれ	標準時間
就職活動、育児休業	短時間

※就労の場合、月に120時間以上の就労時間で「標準時間」となります。

(3) 保育の利用時間の区分（参考：つばめの杜保育所の場合）



【延長保育について】

保護者の就労時間や家庭の状況等、やむを得ない事情で申請し、認められた場合は、延長保育時間内で延長保育を行います。延長保育申込書は保育施設に提出してください。

延長保育の利用は、保育料以外にA、Bそれぞれ1人当たり月額2,000円の延長保育料がかかります。

3 申込み手続き

受付期間	入所希望日の前月 1 日（1 日が土日の場合は前開庁日）まで
受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
受付場所	子育て定住推進課窓口

○申込要件 以下の①及び②の要件を満たす場合に申し込みができます。

- ①児童と保護者が利用開始日時点において、山元町に住んでいること。
※利用開始日時点に町外に住んでいて、認定こども園やまもと幼稚園・保育園（保育部分）の利用を希望する方は、お問い合わせください。
- ②児童の保護者が「保育の必要性の事由（P2）」に該当すること。

- 提出書類 ①山元町教育・保育給付認定申請書兼保育施設入所申込書
②マイナンバー記入用紙（要添付書類・詳細は記入用紙に記載）
③家庭状況調査票
④保育の必要性を確認する書類（下表のとおり）
※各種様式は町ホームページからダウンロードできます。

保育の必要性の事由	添付書類
就労	就労証明書
就労（自営）	就労証明書及び自営の証明書類の写し（確定申告書等） ※事業専従者欄も含めて、該当者全員の氏名の記載があるもの。
出産	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載の欄）の写し
保護者の疾病・障害	診断書又は障害者手帳等の写し及び申立書
親族の介護・看護	診断書又は介護が必要であることがわかる書類及び申立書 介護保険被保険者証の写し（要介護度が分かる部分）
災害復旧	申立書
就職活動（求職中）	就職活動中であることがわかる書類及び申立書
就学	在学証明書及び就学時間がわかる書類
職業訓練	在籍証明書及び訓練時間がわかる書類
虐待・DV等	申立書
育児休業取得等	就労証明書及び申立書 ※既に保育所を利用している児童の保護者が新たに出産し、 育児休業を取得し、終了後に職場復帰する場合又は次年度 に就学を控えている場合
転入予定者	上記の該当する書類に加えて以下のもの ・自宅を購入又は賃借する方：転入に関する申立書及び売買 契約書の写し又は賃貸借契約書の写し ・保護者の実家等に同居する方：転入に関する申立書及び同 居に関する申立書

※①は児童 1 人につき 1 枚、②と③と④は世帯で 1 枚提出してください。

※父母のほか、65歳未満の同居の親族それぞれに該当する書類の添付が必要です。

同居親族の書類の添付がない場合、優先度に反映されます。

※診断書を提出する場合は、事前に子育て定住推進課に内容を確認してください。

※利用調整と保育料の算定に必要ですので、同一世帯に、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A をお持ちの方がいる場合、手帳の写しを添えて申し出てください。

（④の必要書類となる場合を除く）

※育児休業中の方は復職予定の約 1 か月前から入所可能です。詳しくはお問い合わせ下さい。

（１）入所調整について

保育を必要とする程度による基礎点と、家庭の状況による調整点により入所調整を行います。以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ・ひとり親世帯
- ・育児休業のために町内の保育施設を退所した児童の再申込
- ・父親又は母親が町内の児童福祉施設に勤務する保育士
- ・保護者が単身赴任している世帯
- ・生活保護世帯
- ・虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・同居の親族が障害を有する場合
- ・同居の親族による保育が可能と判断される場合
- ・保育料を滞納している場合

※入所調整は、申込順や抽選での決定ではありません。

（２）入所の決定について

入所希望日の前月中旬までに入所の可否をお知らせします。

入所不可となった場合は、その後も利用調整を行い、入所可となった時点でお知らせします。

（３）慣らし保育について

新規に入所する児童については、通常の保育時間よりも短い時間に限定して保育する、「慣らし保育」を入所日から行い、児童の状況をみながら保育時間を段階的に延ばしていきます。通常保育となるまでには数日から２週間ほどかかります。

4 申込後・入所後の手続き

保育施設入所申込後又は入所後、申込内容に変更が生じた場合は、下記のとおり届け出てください。用紙は、利用施設又は子育て定住推進課で配布しています。

様式	状況	提出先
山元町保育所 申込等記載事項 変更届	①保育所入所申込時と勤務先や勤務時間、住所等 に変更があった場合、それを証明する書類（就労 証明書等）を添付。 ②育児休業から復職する場合	利用施設 又は 子育て定住推進課
山元町保育所 退所届	町外転出や保育所の利用の必要がなくなった 場合。 退所日が分かり次第、提出してください。	
山元町入所申込 書取下げ願又は 辞退届	育児休業の延長や町外転出等により、保育所利 用の必要がなくなった場合。 ①取下げ願：入所申込後～入所決定までの間 ②辞退届：入所決定後～入所までの間	子育て定住推進課

5 保育料について

保育施設入所後は、毎月保育料を納付していただきます。保育料は、保護者の市町村民税額の合算額によって決定します。父母が非課税の場合、同居している祖父母の市町村民税額により決定されます。また、離婚調停中で別居している配偶者も算定対象になります。

算定は、上期分（4月分から8月分まで）と下期分（9月分から3月分まで）で所得年度を分けて決定します。そのため、上期分と下期分では、料金が変わることがあります。

対象月	算定根拠となる税
4月分～8月分（上期分）	令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入に対して課税された「令和6年度市町村民税額」で算定
9月分～3月分（下期分）	令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入に対して課税された「令和7年度市町村民税額」で算定

（1）幼児教育・保育無償化制度について（3歳児～5歳児クラス）

幼児教育・保育の無償化が実施されているため、3歳児クラスから5歳児クラスの児童の保育料は無償となります。

○無償化対象外経費

・副食費 ・延長保育料 ・行事費 ・その他保育施設で実費徴収している経費

ただし、保護者の負担軽減を図るため、小学校就学前の子どもから数えて第3子以降の児童、年収360万円未満相当世帯の児童は副食費が免除となります。

（該当する方には、個別に通知します。）

なお、副食費は、通所する保育施設により金額等が異なります。詳しくは、通所を希望する保育施設にご確認ください。

（2）市町村県民税未申告又は税情報が確認できない場合

未申告の方は、速やかに申告をお願いします。（収入がない場合でも申告が必要です。）

令和6年1月1日以降に山元町に転入された方又は単身赴任等の方については、市町村県民税課税証明書又は非課税証明書の提出を依頼する場合があります。

※税の申告をしていない方は、必ず申告してください。保育料の算定までに申告がされていない場合は、保育料の最高階層を適用しますのでご注意ください。

（3）保育料の納入について

保育料は、原則口座振替による納入となります。口座振替日は、毎月月末（振替日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日）

振替不能または納期限までに納入されていない場合、納付書を送付しますので、必ず納入してください。

つばめの杜保育所以外の施設をご利用の方は、入所先の施設へ直接納入するため、施設の案内に従ってください。

利用者負担額（保育料）基準額表

階層区分		定義（所得区分）		3 歳未満児	
				利用者負担額（月額）	
				保育 標準時間	保育 短時間
第 1 階層	A	生活保護世帯		0 円	0 円
第 2 階層	B1	町民税非課税世帯		0 円	0 円
第 3 階層	B2	町民税均等割のみの世帯		5, 000 円 (0 円)	3, 000 円 (0 円)
第 4 階層	C1	町民税所得 割課税額	24, 300 円未満	7, 500 円 (2, 400 円)	5, 500 円 (1, 400 円)
第 5 階層	C2		48, 600 円未満	10, 000 円 (3, 600 円)	8, 000 円 (2, 700 円)
第 6 階層	D1		57, 700 円未満	13, 000 円 (3, 900 円)	11, 000 円 (3, 300 円)
			60, 000 円未満		
第 7 階層	D2		72, 000 円未満	16, 000 円 (4, 800 円)	14, 000 円 (4, 200 円)
第 8 階層	D3		(77, 101 円未満)	19, 000 円 (5, 700 円)	17, 000 円 (5, 100 円)
			84, 000 円未満	19, 000 円	17, 000 円
第 9 階層	D4		97, 000 円未満	22, 000 円	20, 000 円
第 10 階層	D5		133, 000 円未満	25, 000 円	23, 000 円
第 11 階層	D6		169, 000 円未満	28, 000 円	26, 000 円
第 12 階層	D7		221, 000 円未満	32, 000 円	30, 000 円
第 13 階層	D8		301, 000 円未満	36, 000 円	34, 000 円
第 14 階層	D9		397, 000 円未満	41, 000 円	39, 000 円
第 15 階層	D10		397, 000 円以上	46, 000 円	44, 000 円

※（ ）…ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯等における第1子の利用者負担額

・多子世帯における利用者負担額軽減措置

第3階層の世帯のうち、保育所に入所する児童が第2子以降のときは無料です。

第4階層から第6階層までの世帯のうち、町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、保育所に入所する児童が第2子のときは利用者負担額の半額、第3子以降のときは無料です。

第6階層のうち町民税所得割額57,700円以上の世帯から第15階層までの世帯で、保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している児童が2人以上いるときは、2人目から利用者負担額の半額、3人目以降は無料です。

・ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯における利用者負担額軽減措置

第3階層から第8階層までの世帯のうち、町民税所得割額が77,101円未満の世帯でひとり親、在宅障害児（者）のいる世帯の場合、保育所に入所する児童が第1子のときは利用者負担額の（ ）内の額が適用となり、保育所に入所する児童が第2子以降のときは無料です。

・みなし寡婦（夫）控除

婚姻歴のないひとり親家庭の利用者負担額を軽減するため、「寡婦（夫）控除のみなし適用」制度が適用されます。適用を受けるには申請が必要です。

